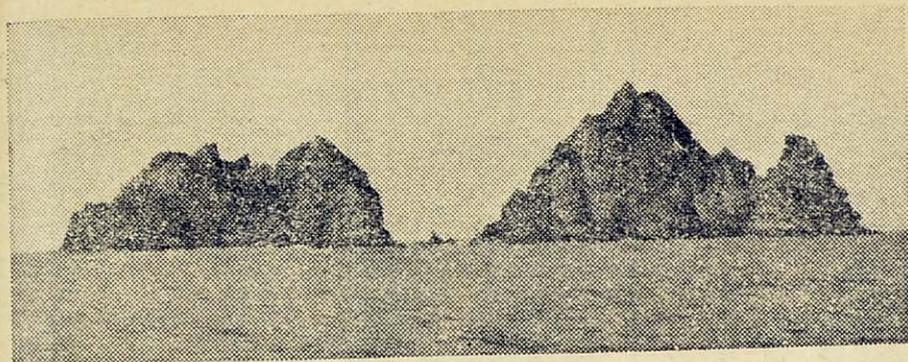


風雲を孕む



北方から見た竹島の全景、右が西島、左が東島

竹島の表情

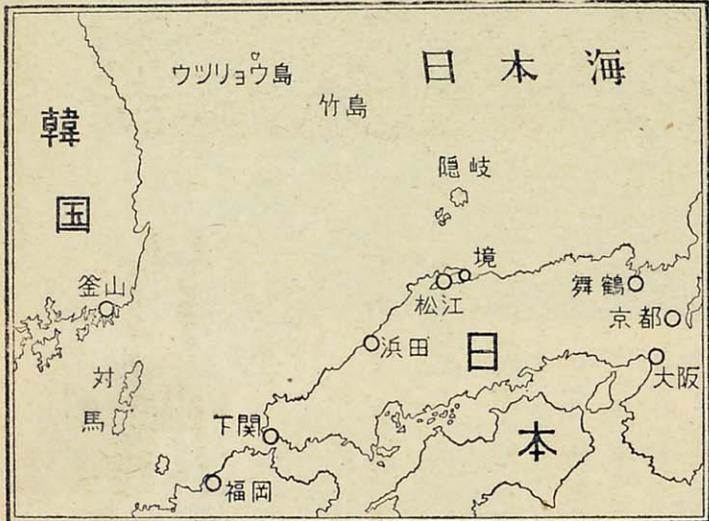
本誌記者

れっきとした日本の領土、竹島に韓国人が上陸したり、或いは国際公法を無視した李ラインを宣言して、めんどろな国際問題になっているとき、記者は舞鶴の第八管区海上保安部をたずねて、竹島警備にもむいた人たちの口から、粟粒のようなこの孤島がうたったえている大きな意味をきいた。

日本海における、アジア大陸への最先端、竹島は隠岐島からおよそ百漕、水面からわずかに頭をだした山嶺の頂上のように、突兀として切り立ったような岩だけの島である。竹島といっても一つの島でなく、東島、西島の二つの島にわかれ、そのほか、周囲には無数の小さな岩島がむらがっている。全島、木一本ない文字通りの禿山で、草さえ生えておらず、わずかに所々の凹みに苔のようなものか少し見えるにすぎない。土というものは全然ないのではないかと思われる赤黒い岩山の島である。いったい、このような不毛の岩礁がなぜそんなに重要

のであろうか。竹島は総面積、僅かに二三一・二七三平方メートル(二三町三反三畝)、そのうち西島は一六町八反、東島はこれより小さく五町四反である。山の高さは最高、西島で一五七米、東島もこれに準じた高さを持っている。樹木は全然なく、わずかに草や苔があるのみ、動物は海猫という海鳥だけで、あとはあしかが棲んでいるだけだが、附近の海は、漁業上、重要

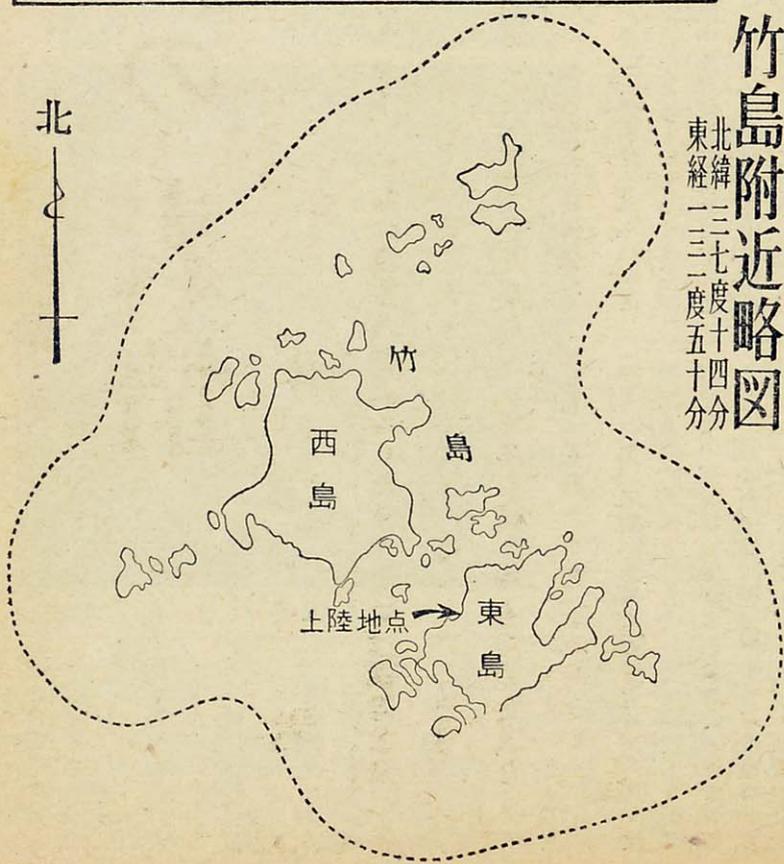
な海棚(海の底が浅く棚のようになっていて)をなしてあり、わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ等がとれるほか、大事な魚群の棲息地になっている。このように漁業基地として重要であるばかりでなく、日本本土に近く、大陸にも最も近接しているため、重要な軍事的意義を持っている。これを外国に取られた場合には日本にとって脅威となるのである。もとくこの地は遠く徳川時代から、我が漁民の基地となっており、日韓併合前の明治三十八年二月二十二日附島根県告示をもって、正式に日本国島根県に編入するむね、公告し、それ以来、はつきり我國領土としてみとめられて来た。なお今次大戦後



竹島の位置

竹島附近略図

北緯二七度十四分 東経一二一度五十分



このようなわけで、歴史的にも、法的にも竹島は絶対に日本領であることはまちがいない。ところが最近、しばしば韓国人は同島に上陸し、我が方の御告にもがえんせず、韓国政府も、同島を自国領だと主張しているのはまことに奇怪至極なはなしである。



ついで七月二日、この標柱と立札に異状がないかどうかを調べるため、島根県海上保安部のへくら(四五〇トン)が同島に行ったが、このときは別段異状をみとめられず、二つともそのまま、韓国人の上陸者も見られなかった。

ついで第三回目に巡視船おきがふたたび、標柱その他を調べるため、同島に行ったが、このときもなんら異状をみとめられなかった。

しかし、それから二、三日たった韓国新聞「巡視船へくら(左上)に横付けになった韓国警備船」

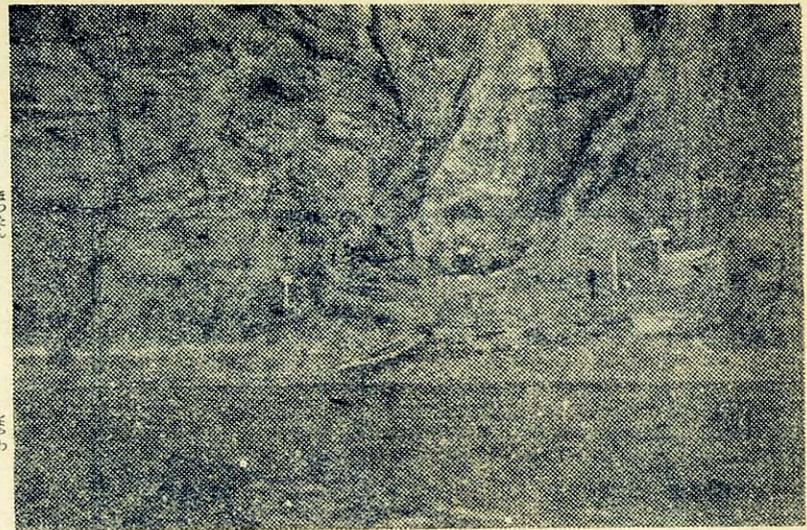
に、韓国の砲艦が、竹島に向ったという記事がでたので、七月十一日、境海上保安部のへくらが急遽、竹島にもむいた。

七月十二日、朝五時半、明けると早夏の朝風が冷々としてくる。はるか北の方に暁の光を浴びて、右に東島、左に西島の突兀たる姿が見えて来た。巡視船は、隊員が各自拳銃を携行しているだけで、機関銃一挺もっていないから、もし向うから射撃してきたら、全然心戦することはできない。だからも見えたらすぐ逃げ出すはずはない。それで、もしや韓国の砲艦がきてはいはしまいかと、注意して望遠鏡でのぞいたが砲艦らしいすがたは見えない。ただ、白く塗った十トンぐらいの伝馬船二隻と、青く塗った五トンぐらゐの伝馬船一隻、都合三隻の漁船らしいものと、東島の土陸

地点に約四十名ぐらゐの人間の動いているのが見えた。船名は大成号、榮号と書いてあるのが見えたが、あと一隻のはよく分らない。へくらがだん／＼近づいて行くと白塗りの伝馬船一隻がこちらへ漕ぎよせてきた。やがて、その船はへくらに横付けになると、三人の韓国人が、こちらへ乗船して来た。彼等は始め、へくらが自分等の船より大きいのと、武装しているのではないかと内心おそれているようだったが、へくらに機関銃一つ、小銃一つないのを見てとると(彼等は武装の点も偵察に来たらしかった)急に態度が強くなった。

彼等は鬱陵島から来たのであり、うち七名の武装警官(鬱陵警察署の署員で、うち一名は主任、一名は巡査部長)と二名の中学の先生がいるとのことだった。乗船してきたのは崔憲植という巡査部長と中学の先生二人だった。なお伝馬船には機関銃のおいてあるのが見えた。

やがて三人を船長室に案内して柏保安部長が、『この竹島は日本領であるから、早速立ちのいてほしい』と申入れたのに対し、『いや、独島(韓国側はこう呼んでいる)は韓国領であるから、あなたの方こそ立ちのいて

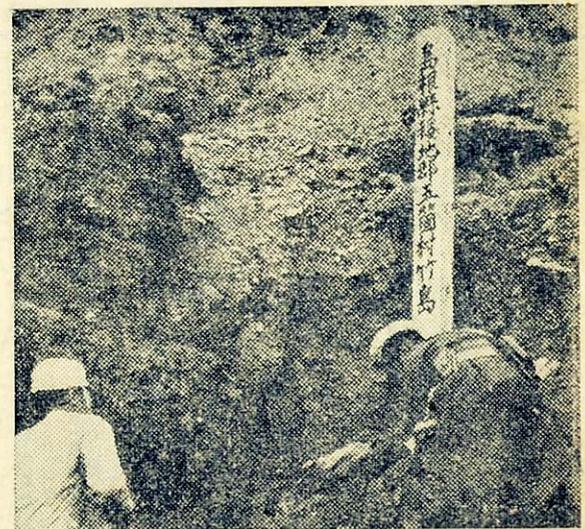


竹島唯一の上陸地点

そも／＼その発端となったのは、昭和二十八年五月二十七日、島根県浜田港を出港した島根県庁の水産試験船島根丸が、海中のブランクトン、水温、潮流、魚群の回遊状況等を調べながら北上し、五月二十八日午前四時、日本海上に浮ぶ孤島、竹島に近づいた時

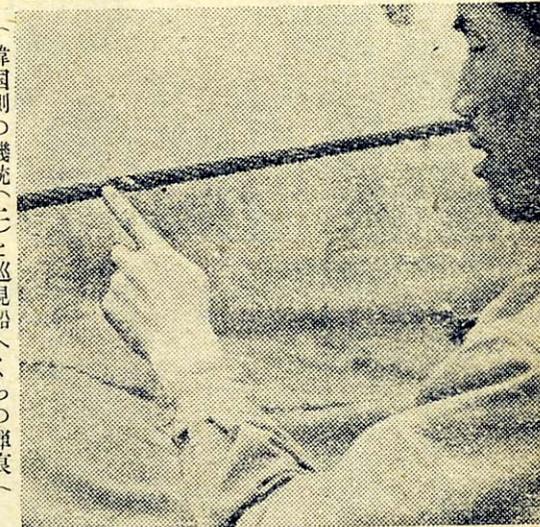
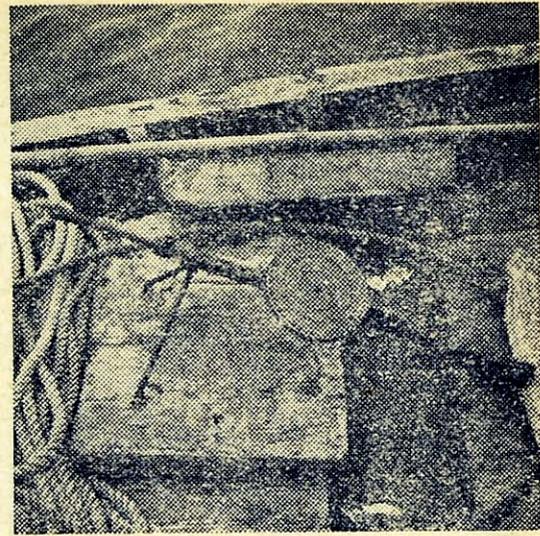
のことである。薄明の海上にボツチリ浮んだ二点の、西島、東島からなる竹島の姿が、だんだん近くなつたとき、同島から三湮ほどはなれた沖合に一隻の漁船の浮んでいるのがみえた。

近づいて見るとそれは伝馬船で二人の漁夫がのっている。やがて、その伝馬船はこちらの船に横づけになり、二人は島根丸に上つてきた。聞くところ、彼等は韓国の漁民で漁のためにやってきたという。そこで二人に向い、この島は日本領であり、みだりにこの島に上陸したり、五百米以内の近海に立入らないよう警告を発したところ、二人は諒承して、やがて自国に向つて帰つて行った。島根丸は早速、中央に打電報告し、なお同島をしらべたが、べつに韓国人の上陸しているようすは見えないのでそのまま帰還した。



島根県穂地郡五箇村竹島の標柱

この報告に接した政府では六月二十三日、韓国に抗議を発したが、韓国側は不法にも、同島は韓国領であるとして我が方の抗議を無視した。一方、海上保安庁では、六月二十七日、舞鶴海上保安部から巡視船おき(四五〇トン)くずりゅう(二七〇トン)を竹島に派遣した。二船が竹島に着いた時、同島には韓国漁民六人が上陸していた。早速と調べたところ、彼等は韓国の鬱陵島の漁民であることが分つた。直に退去を命じ、彼等の立ち去るのを見とどけてから、同島の上陸地点に『島根県穂地郡五箇村竹島』と書いた木の標柱と『竹島(沿岸島嶼を含む)の周囲五百米以内は第一種共同漁業権(海藻、貝類)が設定されているから無断採捕を禁ずる。島根県』と注意書を書いた立札をたてて引揚げた。



韓国側の機銃(上)と巡視船へくらの弾痕

くれ』という。
そこで、竹島が歴史的に見ても、国際法上から云っても絶対に日本領であることを諄々と説明して聞かせたが、どうしても聞き入れない。
双方、強硬な押し問答のすえ、しまいに韓国側が『君達を韓国へ連行する』といい出した。
我が方が断乎としてこれをはねつけると、『では我々を日本へ連れて行け』という。しかし柏保安部長は、上司から韓国人を日本へ連行せよとの命令を受けていないので、断

では決定出来ない。やむを得ず会谈は一応打ち切って本部へ立帰ってから改めて指令を受けるところにし、彼等を退船させた。
帰る前に一応、島の周囲を一周して見て行こうと、船先を向けなおし、ぐるっと廻って西島の西側まで廻って行った。木一本ない岩だらけの山肌は夏の朝日があたって赤黒くまぶしいように輝いている。と、突然、山の中腹から白煙が昇ったと見るまにタンタン／＼タンタン／＼、機関銃の銃声が連続して聞え、シュー／＼／＼という音が、巡視船の周囲を

かすめ、海面に雨のようなしぶきを上げ出した。そのうち一弾は船腹に音を立てて当り、一弾はロープをかすった。しかし、我が方は武装もなく、又、上からの指令で国際紛争を避けるため、応戦することは禁じられているので、拳銃を撃つことも出来ない。隊員一同切歯扼腕したがどうすることも出来ない。直に船は全速力で南へ向け避退しだした。
こうしてへくらは一応、境へ帰って来たのであるが、さらにその後、偵察に行った時には、標柱も立札も抜き捨てられ、その片々をも見出すことは出来なかった。
その後、政府から、外務省を通じての再三にわたる抗議にも韓国政府は誠意ある回答を示さず、竹島を韓国領土であるといひ張っているのである。
今後、まだこの島をめぐる日韓両国間の紛争はあとを絶つまい。しかし、われ／＼はあくまで、この正しい主張を貫徹し、日本領を守り抜かなければならない。
この際、我が方が譲歩するならば、単にこの島を失うにとどまらず、外国に我が国力をいかに失われ、今後、国際外交上に重大なる支障を来すであらう。島は蕞爾であっても、その意義は大きい。
(おわり)

御注文の仕方

☆本社発行の雑誌書籍は、書店でお求め下さい。書店に品切の場合やお近くに書店のない方は直接本社へ御注文下さい。御送金は振替金（振替番号東京三九三〇）か為替で、御注文書には住所氏名と雑誌名、誌名及び何月号からとハッキリお書き下さい。☆本誌の御購読料は、送料とも次の通りです。☆本誌の御購読料は、送料とも次の通りです。☆半年分概算六百円

本号定価 百円（送料）
地方売価 百三十四円（送料）
（運賃諸掛を含む）

昭和二十八年十一月一日発行
キング 第二十九巻 第十三号

編集人 林 貫一
発行人 村川 雄輝
印刷所 大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町
文京区音羽町三ノ二九

発行所 株式会社 大日本雄弁会講談社
電話九段 一三二一—一三九
全国出版協会会員